

令和6年第5回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和6年12月6日(金)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題 (1) 議案第1号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第4号 白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について
(3) 議案第5号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定について
(4) 議案第6号 白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定について
(5) 議案第10号 令和6年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
(6) 議案第11号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について
(7) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 柴田圭子委員長・徳本光香副委員長
秋谷公臣委員・伊藤仁委員
荒井靖行委員・石原淑行委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市執行部
市長 笠井喜久雄
福祉部長 金井早苗
健康子ども部長 池内一成
教育部長 榛沢宏一
社会福祉課長 内藤篤司
障害福祉課長 石田典子
高齢者福祉課長 奥村敏直
子育て支援課長 相馬正樹
健康課長 竹内崇
保育課長 片桐啓

保険年金課長	萩原靖殖
教育部参事	大高一穂
教育総務課長	落合一矢
生涯学習課長	西口武雄
文化センター長	高花宏行
公共施設マネジメント課長	鈴木教之

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

議会事務局長	松岡正純
主査補	會卓也
主任主事	石井治夫

委員長の挨拶

○松岡正純議会事務局長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田圭子委員長 おはようございます。教育福祉常任委員会、今日は指定管理者が教育の部分も福祉の部分も選定の議案が入っていて、結構盛りだくさんだと思っております。慎重な審議、よろしくようお願い申し上げます。

市長の挨拶

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の教育福祉常任委員会では、議案第1号、議案第4号から議案第6議案、議案第10号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目及び議案第11号の6議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後公務のため、退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○柴田圭子委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に御配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、発言は挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

これから日程に入ります。

- (1) 議案第1号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○柴田圭子委員長 日程第1、議案第1号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。質疑ございますか。
荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、まず最初に、確認をしたいことがあります。

私も先ほどももう1回、確認のために健康増進ルームに行ってきたんですけども、そこに貼り紙がしてあって、令和7年3月31日をもって健康増進ルームが廃止されますという明記がありました。まだ議会の議決を受けないまま、なぜそのような表示がされてあるのかをお尋ねいたします。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

記載内容としましては、現在の運営の事業者が、今までどおり、3月以降、4月以降に実施ができない旨の話がありますので、その旨を記載させていただいているような状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうなるとしても、少なくとも、あそこには必ずただし書があってもいいんじゃないかと思っているんです。例えば、議会の議決を受けた後にこうなりますとか、そういうことがないと、市民の皆さんに、ある意味、誤解を与えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 実際、運営方針を見直す部分としての貼り紙をさせていただきましたが、今の御意見を受けまして、ちょっと修正をさせていただくように考えさせていただきます。

以上です。

○柴田圭子委員長 池内健康子ども部長。

○池内一成健康子ども部長 今回の補足なんですけれども、貼り紙は確かに配慮のほうは欠けていたと思います。先日、意見交換会をやった際には、議会の議決で決まるというところでは、参加者にはお伝えはしております。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 一部の方にそういう説明をしても、利用者全員に伝わったとは言えない。または、新たに使ってみたいという方がまだいらっしゃるわけですから、そういう意味ではやはり配慮が足りないのではないかという具合に申し上げたいと思います。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑はありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 大綱的質疑で、とてもストレッチが好評だということで、続けてもらえないかという意見が出ていると聞きましたが、ほかに意見交換会やアンケートでの意見として、料金が今とても安いですね。110円と220円ということで、料金の維持とか今やっている形態の維持や、もしくは新しくしてもいいという要望など、主な意見はどんなものがあったでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 意見交換会等でどのような意見があったかという御質問だと思いますので、こちらをお答えさせていただきます。

現在の健康増進ルームの運営に大変満足いただいているということがよく分かる意見交換会となっております。市としましては、現在の運営受託者の状況などから今までどおりの運営ができないことを説明させていただき、皆さんの意見を今後の運営に反映させたい旨の説明をさせていただきましたが、結果的には15名の方、参加されていた中で、その15名だけの意見ではなかなか難しいので、アンケートを取っていただきたいという御意見があった中で、その後、速やかにアンケート調査を実施した状況がございます。

アンケート調査につきましては、基本的には今の運営事業者が変わった場合に、そのまま市のほうで考えている民間事業者に貸付けをして継続をするのか、それとも廃止をするのか等の意見もいただいたんですが、継続していただきたいということで御意見をいただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、個別で、料金についての質問とか要望がありましたか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 料金につきましては、基本的には安い金額でやっていただきたいという意見が多かったと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 私もホームページを見て、3月に終了というのが赤字ではっきり書いてあるというのも含めて読んだんですが、今回、廃止を検討する過程で、民間に貸し出すという前に、運営をほかの方法というか、ほかの団体を探して運営するという、そういう検討とか行動もされたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 ほかの方法をどのように考えたかということについてお答えをさせていただきます。

今回のスタート段階としましては、貸付けがスタート段階にあったわけではなくて、例えば今のあそこの場所を民間の事業者に委託をして継続する方法であったりとか、いろいろな方法を考えた部分

ではあるんですが、今回の検討というのが、事務事業評価のプロジェクトチームの中からスタートした検討内容となっております、その部分を踏まえまして、費用対効果ですとか、市民の方たちへのサービスの提供の仕方ですとか、いろいろと考えた中で、今回の案に最終的になったと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 ちょっと質問があるので端的にどんどんお聞きします。

今回継続できなかったのは、人員確保が難しいと聞きましたが、ほぼそれのみが理由になりますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 今の御質問は、現在の受託事業者の話と解釈しますと、おっしゃるとおりになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、市としても、ほかの人員確保に協力したり動いたりしたんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 基本的には、委託契約に基づいて実施している内容となりますので、市側として人員確保に動くということは、最終的にはなかったです。ただ、実際民間事業者とはいってしまっても、市民団体の方たちであった部分がありますので、例えば市の広報等で募集をかけるですとか、そういった部分を踏まえて相談はさせていただいたところですが、最終的には向こうの意向もありまして、行動には至っていない状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今委託なので、こういったことをしてほしいというような立てつけもできると思うんですけど、今後貸付けになる場合は、大綱的質疑でも出たように、これをやってほしいみたいな要望とかは現実的にできるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 大綱的のときにも部長から回答させていただいた部分にはなるんですが、今回の貸付けに対する相手方を選ぶ際には、プロポーザルを実施して行うようになりますので、その中でいろいろと市側として提案といいますか、お願いをさせていただくような形になっていくと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ただいまの答弁についてさらにお尋ねしたいんですけども、そうすると、事務局側

としては、廃止後のプランというのはどの程度まで思い浮かべているのか、ある程度具体的なものがあって廃止後のプランを用意しているのか、あるいは全くないのか。もしないとなると、あそこのスペースを長い間放置すると、コンビニエンスストアと同じような状態になってしまうと危惧しますが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 ちょっと回答がずれてしまうかもしれないんですが、市としましては、あそこの場所を運営方法の見直しという形で、今までの健康増進ルーム、要はフィットネス関係の事業を継続してやっていきたいという趣旨から今回の話をスタートしておりますので、基本的にはその内容からずれることはないと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、ちょっと今の回答というのは少しずれていると思ってまして、例えば健康増進ルームの後にこんなプランがありますとか、そういうプランは今のところはないと考えてよろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 今後の予定という形でお答えをさせていただきますと、今年度中にプロポーザルを実施する予定をしております、来年度に民間事業者による事業を行っていただくことを考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 プロポーザルもいいと思うんですけども、ある程度サウンディングして、大体こんな見込みがあるとか、こういう見通しが立っているとか、そういうものはないのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 サウンディングとまで言えるかどうかは分かりませんが、民間のフィットネス事業者等といろいろと意見交換をさせていただいて、どのような形で考えていくかというのは検討を進めているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 ということは、ある程度の見込みが立っていて、例えば健康増進ルームを終えた後、空室のような状態が続くことはないという具合に考えているということによろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 プロポーザルの要綱等をまだ公表していない状況ですので、必ずという話ではないんですけども、民間事業者のほうとしましては、興味を持っていただいている部分はあると認

識しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。荒井委員。

○荒井靖行委員 分かりました。今の御答弁から考えると、ある程度見込みがあつて、健康増進ルームの次のステージとしては、ある程度めどが立っているという具合に理解させていただきます。

その上で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

素朴な疑問なんですけども、こちらのほうが、本来、先にお尋ねするべきだったかもしれません。そもそも、健康増進ルームとして廃止をしなきゃいけない理由、つまり、条例に乗せてまで廃止をしなければいけない理由は何だったんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 条例上の廃止の部分について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、今回貸付けを行うことを考えている部分が地方自治法に基づく内容となっております。地方自治法の第238条の4第2項第4号という規定があるんですが、ここに行政財産の貸付けを行う場合のルールが書いてあります。その細かい部分として、地方自治法の施行令169条の3の規定によりますと、当該地方公共団体の事務または事業の遂行に関し、現に使用され、または使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合に貸付けをできるとなっておりまして、現在の健康増進ルームの条例上の規定がありますと、この部分に合致しない状況になってしまうことから、今回、条例上の削除、廃止をさせていただくというような考え方でございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今の御答弁は、大綱的質疑の中でも話は出ていたと思うんですけど、そうすると、そもそも条例に乗せてまでと言ったら申し訳ないんですけども、ここをそうやって廃止させようという具合に至った判断、これは条例とは別の判断だと思っています。いわゆる市政を運営する上での理由についてお尋ねしたいと思います。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えさせていただきます。

今回の貸付けによる事業展開という部分につきましては、そもそものスタートが事務事業見直しのプロジェクトチームの考え方になります。それプラス、民間事業者といいますか、今委託をさせていただいている運営団体のほうが今後継続して実施することが難しいという御意見をいただいていた部分等を踏まえまして、今の健康増進ルームをできるだけ継続させたいという部分から、どういう方法があるかというのを検討し、最終的にこの案に至ったというのが現在の状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、確認なんですけども、今の機能活動については、結果的には継続するんだと。ただ、今、運営をされている方が、いろいろ不具合があったりとか継続の問題で厳しくなったので、それを実行するためにどうしても条例上で外さないといけないんだということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 貸し付けるというのは、まさにお金払ってもらって貸し付けるという意味でいいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 現状案としては、そのように考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません。もう一つ気にしているところがあります。

新築をして設備を利用していると思います。そうすると、健康増進ルームという形で建物を建てた場合、それなりの補助をもらって建築をした経緯があるかと思うんですけども、そのいわゆる償却と申しますか、そういう点において問題はありますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 補助金については、特に問題がないものと判断しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 続きで。お金を払ってもらって貸すということで、大体幾らぐらいというのはあるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 試算としましては、健康増進ルームの隣にあります喫茶ルーム、こちらの計算式に合わせて計算をして算定をしているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 喫茶ルームと同じぐらいの値段でお貸しして、民間事業者も利益を出さないといけないという上での料金設定になると思うんですけど、安く維持してほしいという市民の意見というのは反映できるような契約にするんでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 すいません、誤解を生じるような回答になってしまいましたので、併せて追加で説明をさせていただきますと、喫茶ルームと健康増進ルームでは面積が違いますので、金額が同じぐらいという話ではなくてという部分がございます。その中で、基本的には、できるだけ市民の方に安くサービスを提供していただきたいと考えながら計算をしているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかの方は質疑ありませんか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほどの質問への回答で、今年度中にプロポーザル、来年度から運営とおっしゃっていたので、4月から運営を目指すということですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 実際の今のスケジュールですが、あそこの健康増進ルームの修繕等を、貸し出す際の準備等も必要になりますので、4月からというのは難しいと考えておまして、現状案としては、7月をめどに考えているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、今のお話ですと、7月には新たに業者も決まった上で、同じようなサービスを提供することが可能だと考えているということでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 現状としましては、そのように考えて事務を進めているところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 すいません、賛否の相談をしたいので休憩を要望します。

○柴田圭子委員長 動議ですね。暫時休憩します。

休憩 午前 10時24分

再開 午前 10時26分

○柴田圭子委員長 それでは、会議を再開いたします。

これから討論を行います。

初めに反対討論の方ございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回、保健福祉センターの設置の条例から健康増進ルームを削除するという議案に反対の討論をいたします。

質問の中で、料金をなるべく安くしてくれそうだということや、ストレッチも残したいという意向は聞かれたんですが、やはり今の形態を維持、今ぐらい安く、利用者の人がそのまま使い続けられるような料金を維持するのは難しいんじゃないかということと、今まで委託している幾つかの公共施設も含めて、こちらが要望したとしても結局は委託したりしてしまうと口は出せないという回答がとても多かったので、どのくらい今のサービスと安さを維持できるんだろうかという不安と見通しのなさというのを感じています。結果的に、その心配がない形で再開されれば本当にうれしいことなんですが、その心配がやはり拭えないと思っているので反対とします。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 本件、賛成の立場でお話をさせていただきます。

ただ、実は論点は、先ほど徳本委員が言ったようなところと似ています。実際、私、サラリーマンをやっている、この健康増進ルームは、申し訳ないんですけど、存在すら知らなかったというお恥ずかしいお話です。しかしながら、実はいろいろ利用者のお話を聞くと、非常に貴重なものなんだというお訴えがありました。それで、もしこれがなくなったらどうしますかという具合に聞いたら、民間のところで言えば温水センターに行くとか、そういう所に逃げていきますなんていう話があって、非常に貴重なものであることが分かりました。

それと同時に、先日も言いましたけども、白井市は、介護認定でいうと、本当に14%というすごく少ない数字なんです。多いところ、館山なんか27%あります。そういうものに比べればすごくいいのが分かっている、それは、利用者からのお話によりますと、実際に身体健康診断を受けた、受けてこれが足りない、こういう運動が必要だというのがあったときに、すぐに誘導ができる施設があること、これも非常に大きな要因だったのかという具合に思っています。という意味におきましては、2つ、お願いをしたいことがあります。

プロポーザルにおきましては、利用料金、これについては十分考えていただきたい。つまり、いわ

ゆる市の経営を考えて、例えば賃貸にして収益を得るんだと。そのためにやったわけではなくて、あくまでも市民の健康を最優先とした、そういうプロポーザルを用意してもらいたいということをぜひお願いをしたいという具合に思います。

それと、私のほうは、日程のほうを聞いて7月から実施をすると。いわゆる、言ってみれば変な空き時間がないまま展開ができるという、そういうお話がありましたので、その2点について了解をした次第でございます。

最後に、これもちょっとびっくりしたんですけど、ストレッチ体操というのが、物すごく評判が高くっていいんです。これは合わせて、たくさんの地域で広げることも踏まえて、条件付と言っては何なんですけど、賛成といたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論はございますか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○柴田圭子委員長 承知しました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号 白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第2、議案第4号 白井市高齢者就労指導センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 今回、運営方法などの見直しを検討するということで2年間の指定管理の期間と聞いていますが、その2年後以降というのは、違うところに委託もあり得ると考えていますか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 高齢者就労指導センターを廃止することなども含めて検討しますが、2年後、どこの事業者に指定管理をお願いするかについては、そのときにまた決めるような形になるかと思えます。ただ、高齢者就労指導センターの運営等を見直すことが目的であり、シルバー人材セン

ターが不適當ということではありませんので、そういった理由で事業者を変更することではなく、例えば高齢者就労指導センターの今やっただけの業務を、指定管理者という形ではなくて、業務を個別に委託するなど、そういった形も含めて検討していくところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 先日見学もさせていただきましたけれども、就労指導センターをそれでは2年後に廃止させるという、そういうプランがあるという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 2年後に廃止すると決めているわけではないんですけど、それも含めまして検討していくというところでございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうした場合なんですけども、2年後のいわゆる就労指導といいますか、勉強会といいますか、そういう機能はどこに持っていかうかと考えていますか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 誤解をされるといけないんですが、まずは、今の高齢者就労指導センターの利用者は、シルバー人材センターの会員の方を中心に利用していただいているんですけど、利用者自体が少ない、稼働率が低いというのと、シルバー人材センターの会員以外の方にも広く使っていただきたいということで、そういうところで、まず検討しまして、仮に就労指導センターを廃止をした場合、業務はどうするかというところは、その業務内容等も利用を高めるためにはどうしたらいいかなど、そういったところも検討が必要だと思いますし、業務自体は委託など、そういったような形でやっていく方向性になるかと思えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 今、御説明あったように、いろいろこれから方向性が考えていくという意味での今回2年ということだと思えるんですけども、現時点ではっきりとした決まっていることはないということで、今後2年間がしっかり方向性が決定されていくというような感覚でよろしいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 2年にする、そして、ある程度問題点も分かってきて、実際には利用状況があまりよくない。よくするために、いろんな方法を考えているのかもしれないんですけども、指定管理やめました、そうした場合、あの施設の管理はどのようにしようという具合にお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 まず、指定管理をやめるということ前提ではもちろんないんですけど、もし仮に、そうなった場合については、維持管理等のようにやっていくとかというところは、また検討が必要になるかと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 結論から言うと、まだ白紙の状態ということでもいいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今のところは、まだ白紙でございます。

○柴田圭子委員長 秋谷委員。

○秋谷公臣委員 1点伺います。

事前審査の説明資料ということで資料をいただいているんですけども、実施スケジュールということで、令和6年度、ここに書いてあるとおり、高齢者就労センターの運営方法の内部検討、市民からの意見聴取の実施、それから令和7年度の高齢者就労センターの運営方法の検討結果に基づく準備でありますけど、検討結果ということは、どこかの委員会を新しく立ち上げるとか何かして、運営方法についてを検討する、そういう機関とか何かを特別つくるのか、今の中でそういう検討、そこに例えばいろんな市民の方を、意見を入れたりとか、そういう事前の、このスケジュールの中にはもちろん書いてありませんけども、その運営方法の検討結果の見直しについては、どういう機関で、どうやるのか、その辺、もし詳細な説明ができるのであればお願いしたいんですけども。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 お答えします。

まず、この検討していくための検討委員会というようなものを立ち上げるとか、そういったところまでは考えておりません。現状の事例等について情報収集等を行いまして、有効な運営方法や維持管理方法を検討するため関係部署と調整し、また、シルバー人材センターのほうにも意見を伺いながら検討しているところでございます。

また、今後は市民の方にも意見聴取をさせていただいて、その上で検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○秋谷公臣委員 ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。

ちょっと委員長交代したいんですけど。委員長交代させていただきます。

この際、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○徳本光香副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 2年間かけて見直すということなんですけれども、それについて、高齢者就労指導センターというのはいっぱい部屋がありますよね。あれを貸室として一般に開放するという含めた検討になるのでしょうか。

○徳本光香副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 先ほどの御答弁で、シルバー人材センターが管理とか運営とかをすることを外すわけではなく、一緒に相談をしながら検討を進めていくということだったんですけれども、そうすると、現在シルバー人材のほうで使っている時間帯というのは全く無料で使っているわけですよね。作業室も、あと会議室で企画やっていると全部無料でやっているし、シルバー人材が使う時間帯というのは全く使用料取っていないけれども、線引きをして一般に貸し出すときだけは使用料を取るようにするとか、シルバーの事業の目的で使っているときは使用料を免除するとか、そういうような細かな分けまで、この2年間で考えていくことになるのでしょうか。どういうところまでを検討するとおっしゃられているのかというのはちょっとよく分からなかったもので、お願いします。

○徳本光香副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 まず、利用料につきましては無料としておりまして、そこについては、特に有料化するということについては、今のところ考えておりません。

施設のほうが、利用が会員にとどまっている、ほかの会員以外の市民の方には高齢者就労指導センターの場所等もあまり知られていない方が多いのではないとか、隣に福祉センターもございますので、高齢者就労指導センターの中で、会員以外の方の利用というのが少ない状況になっておりますので、どうしたら利用を高めることができるのか、そういったところを検討していきたいと考えております。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 高齢者という名前がついているので、一般の利用が少ないといっても、対象は高齢者ということと考えてよろしいですか。これから一般の利用を増やすということについても対象は高齢者ということでもよろしいですか。

○徳本光香副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 会員と会員以外というような話をしましたけど、基本的には対象は白井市内にお住まいの60歳以上の方が対象となります。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 会員以外の一般の高齢者の方が使う場合には使用料を取りますとかいう話ではなく、利用もっと広げるためにはどうしたらいいかということ、どうしたらいいかということを考えていくということで確認していいですか。

○徳本光香副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 そうです。まず、今の施設の利用状況として、会議室などは稼働率45%と、比較的、半分ぐらい稼働しているんですけど、そのほかの研修室ですとか作業室については、1割から3割ぐらいの利用にとどまっております、これはもう、ほとんどシルバー人材センターの会員が利用していただいている状況になります。会員以外の方も、広く御利用していただけるようなことができればよいと考えているところでございます。

以上です。

○徳本光香副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そのところは確認がとれました。シルバー人材センターが1社、非公募で1社がそこを指定管理としてとっているということについては、今回の審議会で随分指摘がされていたようですけど、そこについても、委託の在り方、指定管理でいいのか、そういうようなことの検討ということになるのでしょうか。

○徳本光香副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員 終わります。

○徳本光香副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

○柴田圭子委員長 それでは、引き続き質疑を続けます。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方はございますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 議案第4号、高齢者就労指導センターの指定管理者の指定について、シルバー人材センターを指名することに反対いたします。

理由は2つあります。

1つは、一般質問でも指摘しましたが、シルバー人材センターという運営団体についての透明性や公平性に疑問を持っているということです。今回の選定理由の中には、公益社団法人として安定した経営が行われていることはありますが、誰にとっての安定だろうと。今回、市民から、働きたくても仕事を外されたというような話も出て裁判沙汰になっていますが、その結果いかに関わらず、何か改善が必要ではないか、市が指導するべきではないかということに対して、本当にゼロ回答でした。そういう仕事を与える側として、透明性、公平性が指摘されて、何ら手を打っていない団体というこ

とで、このまま委託できるのかという疑問を持っています。それが1つ目です。

2つ目に、頻繁に高齢者の利用が、シルバー人材センターの会員以外に少ないから増やしたいという、増やすという目的のために運営方法を見直すということが、本当にしきりに言われるんですが、何のために増やしたいのか。便利だったら増えているだろうし、無料ですから、増えていないということは必要とされていないということで、必要とされるために運営を見直すということで、本当に利用者が増えるのだろうかという疑問を持っています。

あの場所ですから、関係部署と調整するというのであれば、もっと便利な交通手段も必要だと思いますし、根本的に運営形態を見直すという前に、できることというのもあったんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 では、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 承知いたしました。起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第3、議案第5号 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を聞いておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

石原委員。

○石原淑行委員 指定管理ですけれども、今回8年近く運営してきた地元団体、富士センター運営協議会ですが、今回継続しての指定管理ということで、まず、団体の概要で、特徴などありますでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

富士センター運営協議会は、学習等供用施設を富士地区におけるまちづくりの拠点と定め、ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を促進することを目的に、特定非営利活動法人として設立しています。地区社会福祉協議会、まちづくり協議会や、地域のボランティア団体と連携協力し合いながら活動していることが特徴に当たると思われます。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 私も市民の方から、富士センターの取組について、地元の方から非常に評判がいいようなことを聞いておりまして、富士センター運営協議会が行う、地域に根差した、先ほど特徴などを挙げていただきましたが、事業として実績として特色のある事業というものはありますでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

特徴のある、ほかの指定管理者とかではない取組としましては、地域の共働き世帯向けのサービスで、共働きの両親が早朝、自宅に子どもを残して出勤となる場合に、朝7時から第3小学校が開く登校時間まで富士センターで小学生を預かって、一緒に学校の訪問まで連れていくようなサービスを行っています。こちらについては、平成30年度から行っているんですけども、今年度久しぶりに利用者登録があったということを知っています。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに。

荒井委員。

○荒井靖行委員 昨日、白井コミュニティセンターの件につきまして、指定管理者選定審査会でのお話を聞きました。その中で、かなり重視されていたのが経営状況についての話です。今回上がってきた事業者なんですけども、指定管理者選定審査会におきまして、NPO自身の経営状況及びこの施設の収益についてどのような報告があって、どのように審査されましたでしょうか。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。暫時休憩と申しましたが、ちょうど1時間ぐらいたちますので、11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時55分

再開 午前 11時05分

○柴田圭子委員長 では、会議を再開いたします。

先ほどは経営状況についての質問ですが、お答えできますか。

鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木教之公共施設マネジメント課長 先ほどの荒井委員の御質問にお答えいたします。

富士センター運営協議会につきましては、審査の結果、審査団体の経営状況に関する評価点数が基準点を上回っておりましたので、選定条件を満たしておりました。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すみません、私、2つ質問したんですけども、まずは、この富士センターでの収益の事業はどうなっていますかということです。

もう一つは、ここのNPO自身の経営状態はどうなっていますか。

この2点についてお答えをお願いいたします。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 今までの経営状況という観点からお答えします。

毎年、年2回、モニタリング調査を行っていきまして、年度終了後に年次報告書を基に年間評価や財務状況の健全性の確認をしております。令和5年度単年度では約121万円の赤字でしたが、流動比率や当座比率等各種指標は健全な数値であったことから、財務状況は健全であると捉えています。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今の話は、NPO自身の経営の内容ですよね。どちらですか、今の話は。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

そうです、NPOの経営状況の回答でした。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、今回の富士センターにおける事業において収益はどうなっていたでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

これも過去の実績になってくるんですけども、収入ということでお答えしてもよろしいですか。

お答えします。

自主事業としての収益ということで、過去5年間の平均で言いますと約6万8,000円です。

○柴田圭子委員長 年間。

○西口武雄生涯学習課長 平均して、年間6万8,000円です。

施設使用料とかは除いて、自主事業の収入ということでお答えします。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 先ほどの年2回のモニタリングというのは、NPO法人の経営状況のヒアリングをして、令和5年度は125万円の赤字だったと、そういうお話ですね。

そうすると、毎年毎年富士センターで事業をやっていますよね。これは何かというと、指定管理委託料があり、そして使用料があり、そういう収入に対して、いろんな使い方、使途があったと思います。電気代、水道代を払っているとか、そういう経費があったと思うんです。それを比較してみて、年度年度で収益事業のチェックをしている、だからこそ審査にかけられているものだと理解しているんですけども、そちらはいかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

この指定管理、応募に際して、見込額というものをこちらのほうは示しているところなんですけども、そちらの見込額というのが、指定管理者の支出から指定管理者の収入を引いたものが、その差額分が指定管理料の見込額となっております。

先ほど収益という話だったと思うんですけども、トータルの収入でいくと、およそ年間、使用料も含めて、平均しますと約300万になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、ちょっと話がちょっと食い違っているのかみ合わせていきたいんです。

もう一度、収入というのは、NPO法人の富士センターによる収益ということを見ると、指定管理料が市から入ってきますよね。年4回入ってくると。そのほかに使用料収入が入ってくる。これが主な収入かと思っています。それに対して、それを運営する上で必要な支出があると思うんです。簡単なこと言うと、電気代や水道代、ガス代も含めた、いわゆる経費というのがかかると思うんです。それがそれぞれの年度ごとでどのように変化しているのかということをお尋ねしているんですけども、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

まず、荒井委員がおっしゃっているのは、指定管理料を含む収入ということによろしいですか。そうしますと、およそ4,000万、平均するとです。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 11時13分

再開 午前 11時16分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

お答えできますか。

西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 先ほど荒井委員おっしゃったのは、多分富士センターのほうの指定管理としての歳入と歳出という意味だと思いますので、そちらについて回答させていただきます。

令和5年度につきましては、歳入は3,839万2,000円で、支出が3,769万7,000円となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、端的にお尋ねします。

今回の指定管理候補になっているNPOは、富士センター以外に何か業務していることはありますか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

業務内容としましては、営利ではないんですけど、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、学術、文化芸術またはスポーツの振興を図る活動、災害救助活動、地域安全活動、子どもの健全育成を図る活動、これらになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それは、いわゆる会社でいう約款の部分だと思うんですけども、約款とか業務をする内容について、今お話をされたと思うんですけど、実際問題、今、指定管理にしようとしているNPO、今回候補に乗っているNPOは、今まで富士センター以外の業務をされていたことがありますか。いわゆる、ほかの仕事を請け負ったりとか、ほかの事業をしていることはありますか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

こちらの団体につきましては、もともと富士センターの管理と委託のほうを受けるために設立した団体でありますので、ほかに収益事業等を行っていないと聞いております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、最初にお尋ねしたNPO法人の収益は、令和5年度120万円の赤字だったと言っていましたね。先ほど、今回の富士センターの昨年度のいわゆる収入支出という意味では、それを引いたら利益だと思っているんですけど、それは黒字だったんですよね。この差は何なんでしょう。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

昨年度については赤字だったんですけども、団体として、ただ、過去黒字だったものがありますので、それで行っているというのが現状です。だから、昨年に関しては、法人としてはマイナスということになっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、同じ年度を比較しましたと。法人としては120万円の赤字だったんですけども、昨年度の、つまり、令和5年度ですよ、令和5年度の収支は黒字だったと。その差は何なんでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

コロナ前に関しましては、施設利用料は多かったんですけども、コロナに入って施設使用料が減って行って、今、若干増えているところではあるんですけども、結果的にマイナスだったということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、本当シンプルに聞いているつもりなんです。同じものを比較しているつもりです。アップルとアップルを同じように比較しているつもりなんです。

令和5年度のNPOの収益としては赤字だったんですよ。収益としては赤字。それが、富士センターの事業そのものは黒字だったと。この差は何なんでしょうかということなので、例えば、過去のコロナによって利用者が少ないので使用料収入が少ないという、それは1つの要因になるんでしょうか。なりますか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

今、決算書のほうを確認しているところではあるんですけども、やはり参加収入、施設使用料もやはりマイナスになっておりまして、あと役員報酬とか、要は、センターとしての事業じゃない部分での支出があって、その分でマイナスになっているというのが現状です。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、話をかみ合わせるために確認をします。

そうすると、収益は当然NPOだって、単年度単年度で収益を計算していきますよね。そうすると、さっきの利用料が少なかったからというのは、理由じゃないという具合に考えていいんですよ、令

和5年度については。それまではおっしゃること分かるけど、令和5年度同士を比較した場合、令和5年度のNPO法人は赤字でした。120万円の赤字でした。しかしながら、富士センターの収益は黒字でした。その差額は何かという、役員報酬があったからその分赤字になりました。そういう理解でいいですか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 荒井委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、これはまさに審議会の内容についてお尋ねしたいと思うんです。

なぜかという、昨日は白井コミュニティセンターの審査がありましたと。そのときは、法人としての赤字が発生していたので、点数として基準点に満たなかったという話があったんです。どうも状況は昨日のお話と同じ状況なんですけども、昨日の業者はマイナスというか、失格になってしまって、今回、定数を満たしている。これはどのような評価でそうなったのか、これは事務局にお尋ねしたいと思います。

○柴田圭子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 11時26分

再開 午前 11時32分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木教之公共施設マネジメント課長 すいません、お待たせいたしました。お答えいたします。

収支計算書のところなんですけど、その中の繰出金について、こちらの繰出金を指定管理者以外の組織へ運営資金を計上している、流しているというか、お金を貯金しているという形になっております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、今の回答の内容がよく理解できませんでした。もう一度御説明いただけないでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

先ほど、単年度で収支がマイナスだったという話をしたんですけども、黒字だったときに、この法人の別の管理している口座がありまして、そちらのほうに、利益を一時的に運営費として入れている

んで、単年度でマイナスだったとしても、そこから繰り出す形で経営はできているという、たしか審査会の審査員の判断によって、財務状況は健全だという判断だったためであります。

以上です。

○柴田圭子委員長 分かりました。よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 今のお話というのは、単年度で赤字でした。その赤字というのは、今までの、前の年までにためていた余剰金といますか、余剰金と言ったらあれなんだけど、繰出金みたいなのがあって、それを別の口座に入れていましたということですか。

それで、NPO単体の事業としては、そうなると話が逆になっちゃうと思うんですけど、どういうことなんですか。普通は逆だと思うんです。NPOのお金のほうに繰入れてという形になると思うんですけども。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 荒井委員おっしゃるとおり逆で、会社としてはプラスです。会社としては、金額は言えないですけど、預貯金等々を確認すると黒字というか、運営資金は潤沢にあるという判断の下、審査会では財務状況は健全だという判断をされたということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、ごめんなさい。私が理解力が不足しているものですからよく分からないんですけど、令和5年度の事業は黒字だった、単体の事業は黒字だった。黒字だったんですよね。ただし、NPOの収益は、令和5年度赤字だったんだと。違いますか。そうじゃない。

○柴田圭子委員長 そうなるんじゃないですか。預貯金があるからそこで確定したということじゃないの。

西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

要は、法人の財務状況を見て審査委員は判断しているんですけども、預貯金等を見て、単年度で多少マイナスだったとしても、3年間やっていける状況だという判断の下、審査会で財務状況が健全だという判断をされたというふうに聞いております。

○柴田圭子委員長 いいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 そうすると、まさに同じ審査会でそれぞれの指定のあるなし、そして評点をしていると思うので、同じ審査会でずっとやってきていると思っているんです。当然、判断する人も同じところを判断していると思います。

そうした場合、昨日出てきた白井コミュニティセンターの場合は、経営状況がやばい、危ない、そ

ういう具合に見ているけれども、今回のNPOの場合は、経営状態が大丈夫だから問題ないんですよ。その判断の違いというのは、事務局はどのように判断しているんでしょうかということなんですが、これはまさに、西口課長にお話を聞くというよりは、どういう判断がされて、違う結果が出たのかというのを、事務局としてどのように判断しているか、それをお尋ねしたいんです。

昨日のお話の繰り返しになってしまいますけども、そこをお尋ねしたい。事務局としてお尋ねしたいです。

○柴田圭子委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木教之公共施設マネジメント課長 お答えします。

白井コミュニティセンターにつきましては、今回、富士センター運営協議会と違って、預貯金がない状況でございました。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかの方、質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 よろしいですか、ほかに質疑は。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 賛成討論の方は。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 白井市学習等供用施設の指定管理者の指定について、賛成の討論をいたします。

日本共産党の会派としては、今までも、こういった公共の施設というのは基本的には直営というが望ましいというタイプで、指定管理には反対していましたが、今回も何件かある指定管理のうち、やはり地域の住民の人がここを運営するために立ち上げた団体で運営しているというところに関しては、賛成しようという意思を決めることにしました。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 いろいろお時間をかけてしまって大変恐縮なんですけれども。

○柴田圭子委員長 賛成ですか、反対ですか。

○荒井靖行委員 賛成の立場でお話をさせていただきます。

かなり今回審議に時間がかかってしまったんですけども、まず、私が申し上げたいことは、1番、地域のある意味小規模であろうと、地域のつながりを増やすために、何とか指定管理を地元から採用していこうという考え方がありますし、それと同時に、経営上の問題も当然大事な問題だと考えています。

今回、審査をする過程で非常に感じたことを申し上げますと、例えば、経営状態について懸念があるようなことがあるのであれば、年2回のモニタリングだけではなくて、懸念があるときは、もう少し親身になった支援策というのがあってしかるべきなのではないかと。遠くで見ている、ちょっと怪しいから切っちゃおう的な発想がどうもある。それはそれで、そういう判断をされるということであればそれで構わないんですけども、モニタリングという内容について、もう少しよく考えていただきたいということと、審査会についても、その点については丁寧なやり方があった上での審査をしていただきたい。

その上で、私は今回、賛成といたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第6号 白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定について

○柴田圭子委員長 日程第4、議案第6号 白井市白井駅前公民館、白井市白井駅前児童館及び白井市白井駅前老人憩いの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を聞いておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 大綱的質疑で、今雇用されている人たちが、指定管理の事業者が変わることで引き続き雇用されるかという質問に対して、それは指定管理者の裁量ですというお話だったんですが、

このことはメックス株式会社とは何か話されていることはあるのでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

現在のところ、まだ議決前ですので、具体的な話等はしていないんですけれども、運営につきましては、新年度から滞りなく行っていただくという意味で、円滑に引き継いでもらいたいという話だけはしております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 その引継ぎは、事業内容だけでなく人的なことも含めてということですか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

雇用につきましては、あくまでも会社の裁量によりますので、それは会社が募集をかけた中で、会社のほうが決めていくものと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 主な選定理由の中で具体的なことなんですが、同じメックスについて、予約システムの導入のことが昨日の都市経済常任委員会で質問されて、自主事業にのみ予約システム導入とおっしゃっていたように記憶しているんですが、それでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

まだ詳細についてはこちらでも確認はしていないんですけれども、同じシステムだと考えられます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 自主事業についての予約システムですかという質問で、同じシステムですというお返事は、どう理解すればいいですか。今白井の公民館とかがやっている予約システムではない予約システムを何らか導入するということですね。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

提案の中には、キャッシュレス等予約システムの導入ということだったんですけれども、今後、自社で開発していくような話だったと思いますので、詳細はまだこちらでも把握していないところではあります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。

今、市民が予約するシステムとは別に何か導入するのと思ったので、開発すると聞いているが、はっきりしないということ、分かりました。

もう一つ、キャッシュレス決済のことなんですけど、これも部屋を予約して、その利用料をキャッシュレス決済できるということですか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

こちらの、料金を徴収するという点に関して言えば、そんなような形だと考えております。また、こちらについても、どこまでという詳細は、まだ把握していないところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 そうなんです。どの公共施設も、オンラインで予約しても、実際使うまでに現地へ行って現金払いというのをすごく高齢者の方も含めて不便だと思っていたので、オンラインで予約したときに払えるとか便利になるのかと期待していたんですけど、そうなるんでしょうか。把握していないということですか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

委員おっしゃっているのは、公共施設の予約管理システムの話でしょうか。そうしますと、そのシステム自体は公のものなので、今までどおり、今後、システムの改修等でキャッシュレスとかが対応になるかもしれないんですが、現時点ではできない仕様になっています。ですので、この法人が提案したのは、自主事業等の料金のキャッシュレスでの料金徴収だと思います。まだ協定を締結していないところですので、詳細は、協定を締結する際に決めていく内容かと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 同じく選定理由のところに、案というのがありまして、現行利用者の声を反映した施設ごとに特色のある新規自主計画が充実している、施設ごとというのはちょっと切り取ったとして、この現行利用者の声を反映した自主事業というのは、どんな計画があつて、それをどのように評価したかを教えてください。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

私、審査をしているわけではないので、プレゼンを聞いていた中での感想といたしますか、話になってしまうんですけども、まず、今回プレゼンの中で、新規利用者を増やしたいということをおっしゃっていました。その中でも、駅前であるという特性も生かして、児童・生徒等、こどもの利用者を

増やしたいという話でした。

子ども対象にする事業ということで、結構IT関係とかの講座とか、そういったものがたしか事業予定として、計画として提案されていました。そういったところが多分評価されたのではないかと思います。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 御存じのように、白井駅前センターは一番老朽化されている施設で、なおかつなかなか大規模改修も今できないような状況になっているという気がいたします。そういう施設の維持管理について、今回の業者というのはプラスの評価で何か意見が出ているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 西口生涯学習課長。

○西口武雄生涯学習課長 お答えします。

この法人自体が、もともと施設管理等を主事業として行っているという話でしたので、簡易な修繕等も速やかに対応できたりとか、そういった意味でのコストの削減等も期待されるという話ではありませんでした。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 こちらに関しましては、民間事業者への委託ではなく、直営で、この機会に今まで雇ってきた人の経験も生かしながら直営にすべきという本来の考え方で反対いたします。

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方はございますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

日本メックスという会社はサラリーマン時代から知っていて、NTTファシリティーズのたしか子会社だったと思うんです。かなりそういう意味では技術的な能力が高いのと、いわゆるメンテナンス能力が高い。あと、当然通信系だけじゃなくて、ほかの能力でも高い。まさか白井市の指定管理に手を挙げたとはちょっとびっくりはしているんですけども、それには期待したいという具合に思ってい

ます。

特に、駅前センターが老朽化しているので、彼らのノウハウを活用された成果が出ればいいという具合に期待をして賛成といたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立多数です。御着席ください。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで、区切りがいいので、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は、申し訳ないんですけど、午後委員会で話し合いをしたり説明受けたりがあるので、短いんですけど、1時間でもいいですか。1時から再開といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○柴田圭子委員長 午前中に引き続き会議を再開いたします。

(5) 議案第10号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第7号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○柴田圭子委員長 日程第5、議案第10号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第7号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。民生費中、特別会計への繰出金は除きます。

最初に、歳出について質疑を行います。14ページの一番下、民生費3款1項民生費社会福祉費から、14ページ、15ページの障害福祉費、介護保険費、14ページ、15ページ、16ページの中段まで、まず区切ってと思います。どうでしょうか。質疑ありますでしょうか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、ページ数から申し上げます。15ページの最上段に当たります。行旅死病人取扱費42万3,000円なんですけど、何人を想定しているものでしょうか。お願いします。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

2人分になります。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 15ページ、最下段の委託料、これは次のページ、16ページ、一番上の日中一時支援事業委託料、これについて、何人ぐらいでどのような施設でお預かりしているのか、もう少し詳細な説明をいただければ、よろしく願いいたします。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

まず、コミュニケーション支援事業委託料についてです。こちらについては、手話通訳の派遣による利用実績が増加傾向にあり、補正させていただいたものでございます。長時間のイベントに参加するための手話通訳の依頼などで伸びが生じているところでございます。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 私が聞こうとしたところは、16ページの一番最上段の日中一時支援事業委託料、ここは、521万円と上がっている。その件についてお願いいたします。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 失礼いたしました。

日中一時事業の委託料についての御質問でした。大変失礼いたしました。

9月の段階で130人ほどの受給者がおられます。令和5年度の実績が111人になっておりまして、増減率を加え、10月以降の増減の実績を踏まえて増額させていただいているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 これは、そうすると、要するに人数的には増えていく傾向にあるという感じなんですか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 実利用者数というところでは、令和4年80人、令和5年81人、令和6年と進んでおりますので、微量ながらも増えております。

○秋谷公臣委員 ありがとうございます。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。16ページの中段まで。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 15ページの下の方の2)の自立支援給付に要する経費の中の19番扶助費の指定障害福祉サービス費1億2,600万円ほど増えているところです。委員長が資料請求してくださったのを基になんですけど、日中活動系サービスの中で、生活介護の人が延べ人数、延べだから、月延べ5人増えていて、それで3,221万円増えているんですけど、こういったサービスでどのぐらいかかるということになるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

生活介護に関する延べ人数の話でございます。

こちらについては、生活において常に介護が必要な方についてのサービスでございますので、時間数としても24時間体制の方もいれば短時間でもお願いしたいという、利用時間の違いもあるかと思えます。そういったところも踏まえたと、一概に人数だけで言えるものではないと認識しているところでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 月5人だから、延べ六十何回の利用ということなんで、このぐらい増えているのは、重たくて24時間介護が必要な方とかも増えているかもしれないということですか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 同じ箇所、指定障害福祉サービス費の中の内訳についてなんですけど、居住系サービスの共同生活援助の費用というのも2,877万円ほど増えていまして、こちらのほうは延べ人数、当初予算は1,097人で、今、見込みは延べ819人ということで、200人ぐらい減っているんですか、月の延べ利用は。それにもかかわらず、このぐらい増えるというのは、これはこういった事情になるんでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 それでは、まず、今回の障害福祉サービス費の増額補正の趣旨というところで少しお話をさせていただき、共同生活援助の御質問の件にさせていただきたいと思えます。

令和6年度の当初予算は、3年に一度に行われる国の報酬改定の詳細発表が間に合わず、令和6年度予算は、令和5年度実績見込みに基づいて積算しております。国の報酬改定では、今回特に人材不足や物価高騰、賃金上昇などの社会情勢を考慮した改定となっております、特に、重度の方の受け入れていただける事業所のところについて、加算対象とするなど手厚くしているというところがござ

います。

報酬改定全体で、今回1.12%を大きく引き上げておられます。3年前が0.56%、6年前が0.47%の引上げ率だったのですが、今回は1.12%の大幅な引上げというところが、先ほど申し上げた人材不足や物価高騰の影響を受けているものと思われま。

それを踏まえて、徳本委員のお話のありました共同生活援助の額につきましても、重度の方等の受入れ等により額が増えているところもあるかと思っております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに質疑ありますか。16ページの中段までです。

荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、15ページの上のほうに戻ります。

11)生活困窮者自立支援事業164万2,000円、これは、これからもいろいろ出てくる償還金利息及び割引料補助金等返還金ということなんです、この164万2,000円というのは、何に対する返還なのでしょうか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

令和5年度の生活困窮者自立支援相談事業費等国庫負担金、こちらが88万2,179円。それから、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金、こちらが75万9,000円。合計164万1,179円となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 これ、1回支払ったものをまた戻すという形で、1回は払って受け取ったものに対する返還という考え方なんです。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 5年度の実績に基づいて返還するというものになります。

○荒井靖行委員 分かりました。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

16ページ、先に進みます。

16ページの民生費児童福祉費、結構あるので、児童福祉費全般、18ページの上段の方までです。16ページから18ページ、19ページの生活保護費の前まで。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員 16ページ、最下段になります。7)子ども医療費助成事業、19番扶助費として、子ども医療費、中学生までと。次のページ、高校生まで、金額的にはかなり増えていると思うんですけども、この辺の詳細についてお伺いいたします。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

子ども医療費につきましては、子ども医療費のうち、まず、高校生医療については、9月補正により1,880万4,000円の補正をしているところですが、直近の医療費の実績を見ますと不足する見込みであるということから、さらに558万2,000円の増額。そして、中学生までにつきましては、9月補正はしていなかったんですが、これも直近の実績を見ると不足する見込みがあるため、3,002万6,000円の増額になります。

当初予算計上時につきましては、新型コロナウイルスの影響が減少するのではないかとということで計上していたんですけども、やはり現在、新型コロナウイルスも引き続いていることや、インフルエンザにおいては9月頃からはやり出している。それに加えて、マイコプラズマ、手足口病など、そういったところの影響があると推察をしておるところです。

以上です。

○秋谷公臣委員 ありがとうございます。よろしいです。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

石原委員。

○石原淑行委員 17ページ、3款2項2目児童措置費の1) 障害児通所支援等給付に要する経費というところで、1億1,192万2,000円の補正をされておりますが、昨年度の令和5年度決算では、3億9,111万5,511円でありました。今回補正されると4億6,899万8,000円ということで、昨年度決算より大幅な増となると見込まれるんですけども、今回の補正額の利用者が増えたということによる補正ということなのか、具体的にはどのような内訳との補正になりますでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

障害児通所支援等給付に要する経費の内訳というところで、節ごとにお答えいたします。

まず、11節手数料です。国民健康保険団体連合会への障害児通所給付審査手数料について、今年度9月までの支給件数の増加率が113%であることなどを踏まえ、755件分の増として、補正額9万6,000円といたしました。

次に、19節扶助費、障害児通所等給付費になります。今年度9月までの支給額の実績を、昨年度9月までと比較して、その増加率に10月以降の実績を踏まえて積算いたしました。

各事業、1つ目、児童発達支援の増加率104.1%等を踏まえ、補正額2,096万5,462円、放課後等デイサービスの増加率127.3%等を踏まえ、補正額6,465万9,373円、保育所等訪問支援増加率394%等を踏まえ125万7,187円、障害児相談支援増加率144.7%等を踏まえ692万3,292円となり、全体の補正額を9,380万6,000円といたしました。

最後に、22節補助金等返還金です。障害児入所給付費等国庫負担金の返還金について、令和5年度の実績を踏まえた返還額として1,801万円の補正額となります。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 それぞれ大分補正されて件数が増えているという状況ですけども、この件数が増えているのは、その要因としてはどのように捉えておりますでしょうか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 利用者等が増えている要因についてお答えいたします。

先ほど御説明いたしました扶助費支出額の実績などを踏まえますと、近年、両親の共働きによる預かりのニーズの増加などによる利用者数の増加に加え、今年度の報酬改定を踏まえた1人当たりの支給量の増加など、複合的な理由をもって通所支援サービス、相談支援の利用ニーズが高まった要因であると捉えています。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 そういった要因があるということで、分かりました。利用者が徐々に増えていっているのに対して、やはり通所放課後等デイサービス等も増えていくということで、そういうサービスをする事業者が足りなくなるようなことがあるんじゃないかとちょっと思ってしまったので、こういう補正をしていく中で、事業者が今後足りないというような声があるのかとと思ってしまったんですけど、1点、その点だけお答えいただけますか。

○柴田圭子委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 利用ニーズが高まることによる、市内サービス事業者が足りるかという御質問かと思えます。

現在、当課では、定期的にサービス事業者に空き状況を確認しており、待機の方は現在おられない状況です。先ほど議員のおっしゃられたとおり、放課後等デイサービス事業については、特にニーズが高まっていることを踏まえ、今後の利用状況などについて注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 石原委員。

○石原淑行委員 大丈夫です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。19ページまで。

なければ、生活保護費のほうに入ります。

19ページに入ります。生活保護費全般で。〔「18ページよろしいですか」と言う者あり〕18ページ、どうぞ。

○荒井靖行委員 18ページ、真ん中辺です。ひとり親福祉費の中で、児童扶養手当に要するに経費なんですけれども、それと併せて、独り親家庭支援事業費、これが物すごい費用が増えている。もともと3,200万あったところに960万増えましたということで、これもかなりの増加です。この増加の要

因は何でしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

2) のひとり親の家庭支援事業ということで、この要因といたしましては、母子生活支援入所委託料というところがございます、こちらのほうが500万というところで、これが主な増加要因になっております。母子家庭の母あるいは事情のある方が、経済的な理由や住居がないなどの事情のため児童の監護が十分できない場合に、母と児童が母子生活入所施設に入所をして、自立に向けた支援をするものですが、これまでも9月補正させていただきまして、増加が続いております。当初予算におきましては、2世帯4名分計上していたんですけども、9月補正において、1世帯2名分が追加、さらに今回12月補正におきましては、9月に新規入所された1世帯3名分の世帯がございましたので、そちらの補正となります。

ということで、9月からの入所分、約6か月分の入所費500万というところが一番大きな要因となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 増えた要因なんですけども、この制度の認知が広がったから増えたのか、それとも絶対的に必要な人が増えたのか、どちらでお考えでしょうか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

こちらの支出につきましては、今の対象の世帯全てDV関係による入所ということで、特に周知とかそういうものではなく、そういった事例が多くなったというところがございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 すいません、内容確認なんですけども、これは制度が認知されたのが普及したのではなくて、あくまでもそういう件数が、残念なことに増えてきていると、こういうことと理解していいですか。

○柴田圭子委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 このところはよろしいですか。生活保護のほうにも入りますので、そちらのほう、質疑お願いします。19、20。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 19ページの1) の一般職員人件費のところ、説明を聞き逃したかもしれないんですが、ここは時間外手当の分ということでよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 そのとおりでございます。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 各16万円なのですが、どういった仕事内容が増えたりはみ出してしまった感じでしょうか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 増えた要因でございますけれども、2点ございまして、生活保護システムの標準化ということで、市全体の標準化のほかに生活保護システムの独自の対応として、今後、標準化移行後の被保護者のデータの確認作業などにより、この事務量が増加する点が1点。それともう1点につきましては、被保護者の増加、それから対応の多様化というものが挙げられまして、生活保護に関わる申請ですとか相談件数が増加傾向にございます。そのほか、現在保護している方につきましても、精神疾患ですとか認知症を患っている方などの突発的な個別対応がございまして、具体的には施設から失踪をしたりだとか、市内で行方不明になって外出先で警察からの連絡により個別に対応するというようなことが増えて、事務量が増加しているものでございます。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 この問題、全国的に見ても、生活保護者が物すごく増えているということが言えていると思うんですけども、それに連携して白井市の場合は、例えば年齢的な要素とか、何か特徴的なものはありますか、最近増えている要因の中では。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 白井市独自ということではないのですが、やはり、高齢者の単身世帯が多くなっている現状がございまして。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 先ほど詳しい説明で、本当に対応の仕方も大変だというのが分かりました。先ほどの時間外手当のところは、何人ぐらいの職員が何時間分ぐらい振ることになるのでしょうか。これで今後も年度末までは足りるということでしょうか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

職員については4名分、当初としては548時間見込んでおりましたけれども、今回補正により、合計で644時間ということになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。同じ19ページの一番下の1)の生活保護扶助に要する経費のところで、いろいろ内訳は変わってくると思うんですけど、教育扶助と介護扶助なども減っているということで、この傾向というのは、まず、世帯数自体増えていますか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 確認なんですけど、全体が増えているかという御質問なのか、教育扶助で増えているかという御質問、どちらでしょうか。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 すいません、細かいところ最初に述べちゃったので。まず、全体の世帯の生活保護を受けている世帯数が増えていますか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

令和5年度末で245世帯299名となっておりますが、6年の11月末現在で253世帯309名ということで、徐々に増加傾向となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、増減のところなんですけど、教育、子育て世帯とか高齢者世帯のところの世帯が減ってということですか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

教育扶助ということでございますけども、当初予算につきましては、過去3年の平均で12人の見込みをしておりましたけれども、4月から11月の実績の平均として、教育扶助につきましては8名ということで、今回減額の補正をさせていただいております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 では、介護扶助のほうも過去3年の平均よりは実態として減ったということでしょうか。

○柴田圭子委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 介護扶助につきましては、人数は増加しておりますが、1人当たりの単価が減ったため、減額となっております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

生活保護費、その次のページ、20ページ、国民年金費、さらに保健衛生費、予防費、指導費、21ページの上段のところですか。衛生費、保健衛生費のところまでお願いします。

荒井委員。

○荒井靖行委員 まず、20ページの中段、衛生費の一番上のところにあります2) 感染症予防に要する経費ですけども、物すごい上がり方ですよ、5,600万。予防接種委託料とありますけれども、これは何の予防接種なんですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えします。

子宮頸がんの予防ワクチンになります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 恐ろしい増え方だという具合に見ているんですけども、御存じのように、子宮頸がんワクチンは、白井市内では、それを打ったために物すごい後遺症になって大変な思いをされている方もいらっしゃいます。そういう意味では、予防接種という方法以外にも検査という方法もあると思うんです。いろんな要因で増えているかと思うんですけども、実際に打つに当たって、その辺りのいわゆるワクチンを打ったときに発生する、いわゆるデメリットとか、あとは検査するとか、そういうような啓蒙というのはどのぐらいやったんですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 それでは、副反応等に関する啓発ということになるかと思うんですけども、接種対象者への個別通知を実施する際にですとか、国のリーフレットを同封するほか、市で独自に作成した説明文等で副反応に関する情報提供等をさせていただいています。

また、ホームページ等にも掲載をさせていただいているのと、あと、今回、再発行という形で予診票の発行の話があるんですけども、その際には電話ですとか窓口等でその副反応の話とかも説明した上で、再発行をさせていただいているような状況になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 これは、実は打ち手の費用と考えていまして、言ってみれば、私たちの一般財源からこれだけ金額が出ていってしまっているんですけども、これについてはどのように考えていますか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えします。

こちらにつきましては、一応交付税が入る形になっているかと思えます。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 5,600万円のうち、何割とは言いきいにくいでしょうけども、交付税が大体どのぐらい見込んでいると考えていいんですか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 すいません、交付税の割合等につきましては、申し訳ありませんが、細かい数字が把握できない状況になります。

以上です。

○荒井靖行委員 分かりました。分からないということが分かりました。

○柴田圭子委員長 後で回答を求めますか。

○荒井靖行委員 求めません。

○柴田圭子委員長 ほかに。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 20ページの同じ2)の感染症予防のところ、この子宮頸がん予防ワクチンの接種者の方が定期接種とキャッチアップのほうで945回分の実績ということで、市のほうも独自に口頭とか案内文で副反応の事とかも通知してくださっているんですけど、それに対する問合せとか、実際副反応があったというようなことは何かありましたでしょうか。

○柴田圭子委員長 竹内健康課長。

○竹内 崇健康課長 お答えします。

今年度について副反応が出たというような話は、こちらでは伺っておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかにありますか。

21ページまで、よろしいですか。民生費のところでは。

それでは、今度は教育費のほうに移りたいと思います。22ページを開けてください。22ページの一番下です。教育総務費、それから23、24、25、教育費は全部一括で受けます。質疑をお願いします。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 23ページの一番上の9)の黒丸の学校安全対策事業のところ、この消耗品費29万5,000円が中学生の自転車ヘルメットをもっと軽く通気性のよいものにとという御説明でした。教育委員会の中でそういった要望があったように傍聴していて記憶しているんですが、その要望を受けて反映させたということでしょうか。

○柴田圭子委員長 大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事 お答えいたします。

教育委員会議でも話題になりましたけども、常々安全性というか、特にヘルメットが重いので、中学校1年生の自転車通学者対象に配布しているので、なかなか体の小さいお子さんなんかは、重さに耐えるのがきついという話題もありましたので、そういうところも含めて総合的に判断させていただ

きました。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 そういった声が反映されてよかったです。これ、何人分でしょうか。

○柴田圭子委員長 大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事 当初、290個分を想定して見積りをしております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 ただ、今持っている人の部分を取り替えられるのでしょうか。それとも、新しく配る分ですか。

○柴田圭子委員長 大高教育部参事。

○大高一穂教育部参事 令和7年度に入学する生徒を対象にしております。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 23ページ、真ん中9款の教育費の中の4) 小学校費なんですけど、小学校教育環境向上事業、備品購入費ということだったんですけども、ちょっと細かく、管理用備品というのはどういふものなのか、ちょっと御説明ください。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 管理用備品について御回答させていただきます。

こちらにつきましては、令和7年度当初に、学級増がある学校がございます。その学級増に対応して、教員用の事務用デスクであったりとか椅子、また、給食の配膳台、ごみ箱や清掃用具入れ、こういったところの備品、また、今回クラスの増となる大半が特別支援学級が増えるような見込みでおります。

ですので、床に敷くマットでございますとか、個別で学習に取り組めるようなパーティション、こういういったものを購入する予定でございます。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 追加の質問でいうと、学校はどちらの学校ですか。

○柴田圭子委員長 落合教育総務課長。

○落合一矢教育総務課長 小学校でございますと、大山口、南山、七次台、池の上、桜台小学校の5校でございます。中学校につきましては、七次台中学校となります。

以上でございます。

○柴田圭子委員長 ほかありますか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、一番下のところにある文化センター費についてお尋ねをしたいと思います。

この件につきましては、大綱的質疑の中で田中議員が質問していた部分なんですけども、この点について少し深掘りをさせていただきたいと思います。

大綱的質疑で読み上げた書面というのは、白井市文化センターのあり方に関する方針、2023年5月2日、白井市教育委員会が発出したものだと理解しております。ここの中で、私、聞いていた中で、これを今回予算から外しますということについては理解をしているつもりなんですけども、プロセスに対して、正直言って大変もやもやしております。何でもやもやしているのかということなんですけれども、この今の状況の中で基本設計に本当に入っていけるのかというのを非常に気にしています。具体的には何かというと、この方針に沿って考えてみると、分かりづらいところが幾つかあるかと思っています。つまり、設計に当たるに当たってこういうことが整理できているのかと思っているんです。

まず、この中で一番最初に書いてあるのは、市の財政状況を十分に踏まえた上と書いてあります。ということになると、大体どのぐらいのトータルの予算を想定して設計を出そうとしているのか、そこにまずお尋ねをしたいと思います。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 今、委員、基本設計ということで御質問なんですけれども、行うのは基本計画ですので、そういったいわゆる予算的なものというよりは、まずはこういった機能、設備にしていくか、そういったことの検討になります。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 つまり、確認なんですけど、基本計画には、資金的なものは一切考えないでつくるといっていいのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 お答えします。

いわゆる、いろいろな改修パターンが想定されると思うんですけれども、そういったものの複数のものを出した中で、費用的なものも含めて総合的に検討していくと考えております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今回答申を見てみると、どういうことが書いてあるかということ、例えば大ホールは客席数を維持して存続すべきだと書いてあってその中で、機能については、舞台機構、舞台照明、舞台音響、映像設備は縮小すべきですと。具体的何をするのかというのは、計画段階で考えるというこ

となんですか。こちらのほうから、こういう指針を持つとかそういう話は全くなしで依頼をするということでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 あり方検討委員会では、どの程度の縮小とかそういった議論まではしておりませんので、それを受けての方針がこのようなことになっておりますので、どういった、今、おっしゃられたとおり、どのような縮小案があるのかというのを含めての検討になると考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 続けて言いますけれども、中ホールは存続とすると書いてあって、用途変更、収益施設や、ほか公共機能の施設の導入、こういうことについても、基本的には基本計画の中で案を出してくださいと、そういう作業をお願いしようとしているのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 おっしゃるとおりでございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それを受けて案を出してくださいということになると、なかなか受ける業者、受けにくいんじゃないかと。もう少し言うと、この一番最初に私がお尋ねした、市の財政状況を十分に踏まえた上と書いてありますが、ここが解決されない中で、この計画を依頼するというのは、受ける業者として非常に困難なハードルじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 あくまでも利用方法に基づいているいろんなパターンを出していただくということですので、業者が受けにくいというようなことは、我々は考えておりません。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 まずは、私が思っているのは、検討に当たっては外部からも利用方法についてもう少し意見出しをしてから、ある程度、例えば建築方針策定委員会みたいなものを立ち上げたほうが、実をいうと、より効率的にできるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 1つは、あり方検討委員会の中にも建築の専門家等も入っていただいた中で出した提言に基づいて方針を出しております。その専門性が高い業務についても、今回、一度公表した実施要領の中では、建築系のコンサルタントの予定をしておりますので、そういった中で検討は可能ではないかと捉えております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 あり方検討会の中で、38億8,200万円という1つの数字が出ています。この数字というのは、今回の計画に当たっては、これを基準にして計画を作成されるということでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 今回は、あくまでも文化センターの基本計画策定業務になっておりますので、今、委員おっしゃった費用については、あり方検討委員会の中で出された数字ですので、年数も経過しているということ、それから、たしか38.8億というのは、建設当時の状態に戻すという1つの案で出されたものでありますので、1つの目安にはなるとは思いますけれども、それが今回の基本計画の策定の基になるかといえばそうではないと考えております。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 それでは、今回、基本計画をつくるということは、実際に言うと、皆さんにさらにもどのような機能を持たせるか、どのようなものをつくるかというものの皆さんの提示案をつくるという、そういう理解になってよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 すいません、提示案というところ、どういった理解でよろしいでしょうか。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 この方針を読むと、検討に当たっては外部からの利用方法について意見を求め、その際は安全性に配慮したものとする、という一文があります。ということは、プロセスとして、いわゆる計画を策定した段階で、皆さんに幾つかの用途、幾つかの案が出てきますよと。その案の中でどのようなものがいいのかというのを、いわゆる市民とか外部からも意見を聞いて、それで策定していくと、そういうプロセスを踏むということではないでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 おっしゃるとおりでございまして、何度かお答えしているかと思うんですけども、基本計画策定に当たりましては、市民向けのアンケート、それから、文化センター内に4館運営協議会がございまして、そちらでの意見交換等を実施する予定でございまして。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 24ページの上の同じく4)文化センター改修等事業のところ、大綱的質疑のところの回答で、変えるのは発注の仕方と委託する業務の内容になるというお答えがありました。発注の仕方を変えるというのは、具体的にはどう変更するのでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 例えば、市民意見の聴取の方法のところですか、あとは専門性が高い

業務については発注を分けるなどが考えられますが、現在は検討中でございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 今の答弁についてもう少しお尋ねしますが、例えば大ホールなんかはかなり専門性が高い分野になると思います。こういうものも、いわゆる計画段階で専門的な業者に分離発注して、それで計画をつくってもらおうと、そういう意味でしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 こちらで今考えている案としましては、そういった舞台の機能とかではなくて、例えば建築関係の建物の劣化度とか、そういったところを考えております。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 例えば市民意見の聴取の方法を変えるというのは、市民アンケートのやり方とかということですか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 お答えします。

例えば、市民アンケートなど、分析は委託の専門業者にかけるとして、アンケートそのものは、運営協議会の委員に設問などをお聞きしながら職員がやるとか、そういった工夫もできるのではないかと。これはまだひとつ検討段階ですけれども、そのように考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 分かりました。

スケジュールへの影響というのは極めて限定的と回答されていたんですけど、具体的な説明をお願いします。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 基本計画がまずありまして、その後、順序立てていきますと、基本設計、それから実施設計、そして工事着手、そういった流れになると。業務が続きますけれども、その都度、もちろん予算をどうしていくとか、契約をどうするとか、そういった契約行為が必要になってまいります。それらのタイミングを工夫することにより、現時点ではスケジュールに対する影響は極めて限定的であると、そのように考えております。

○柴田圭子委員長 徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 そのスケジュールの中で、今基本計画から順に工事まで言っていたんですけど、どの段階で市民の意見聴取というのは入りますか。基本計画の前に入りますか。

○柴田圭子委員長 答えられますか。高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 現段階では、基本計画の策定業務のみが予算化されて考えておりますの

で、基本設計以降については、まだ未定ということでございます。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 普通に今の話の流れを考えると、基本計画がありますと。基本計画で、私の予測でいうと、これをこういう設備にしたらこのぐらい上がりますとか、こんな設備をしたらこのぐらい上がりますとか、例えば光熱費の暖房設備とか冷房設備とか、そういう空調設備は、こういう設備にするとこうやって上がりますけど、ランニングコストはこんななりますとか、そういうのは多分基本計画の中で出てくると思うんです。そのときは当然、これを採用したら幾ら上がりますとか、これを採用したら幾らになりますと、そういう予測も含めた上で皆さんに意見を聞いて前に進めるというのが本来の姿だと思っているんですけど、そういう具合には考えていませんか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 1つは、前提として、あり方に関する基本方針がございます。もう一つは、御意見いただく場としては、各館の運営協議会等に諮りたいと考えております。

以上です。

○柴田圭子委員長 荒井委員。

○荒井靖行委員 運営協議会のメンバーの皆さん、私も何回か出ていますので分かるんですけど、言ってみれば設備とかそういう機能の専門家ではない、まさにホールとか、この文化会館を運営する上でのメンバーが集まっていると理解していますけども、そのメンバーの人たちで決めてしまうという、そういう理解でいいんでしょうか。

○柴田圭子委員長 高花文化センター長。

○高花宏行文化センター長 基本的には方針が出ておりますので、それに沿った中での検討になります。

それから、1つさっき回答漏れたんですけども、市民の方の意見を聞く場としては、もちろんパブリックコメントを予定しております。

以上です。

○柴田圭子委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井靖行委員 パブリックコメントと言いますが、具体的には、どういうことをすることを考えていますか。

○柴田圭子委員長 そこまではまだ、基本計画を今回決定するわけですから、その先のことまでいっていないです。

ほかに質疑ありますか。

[「ありません」と言う者あり]

○柴田圭子委員長 いいですか。21ページまでで、教育費全体でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 歳出はないものと認めます。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、次に、歳入について質疑を行います。

歳入、12ページをお開けください。

12ページの15款民生費国庫負担金、15款両方です。国庫負担金、国庫補助金、それから16ページ、県支出金の民生費の部分。12ページ全体と13ページ、21款諸収入の中の雑入で後期高齢者医療費広域連合健康審査委託金、12ページ全体と21ページの諸収入。すいません、消防費とかそういう民生費以外の部分は除いてください。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは次が、継続費があります。6ページをお願いします。

6ページの下の方の廃止です。今の文化センターの大規模改修基本計画策定事業。ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次が、7ページの繰越明許です。

教育費の部分、2つあります。プールと運動公園の保健体育費ですが、これはありますでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 プールスライダーのポンプ交換とテニスコートの空調機更新、いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 そうしましたら、ほかに質疑漏れはございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 次に、賛成討論の方は。

荒井委員。

○荒井靖行委員 本案、賛成の立場でお話しします。

賛成するんですけども、すいません、私、何回も言ったんですけど、文化センターの計画なんですけども、今回不調に終わったというか、1回受けられる方がいたんですけど、途中から業務上辞退をされたということを聞いています。

今回、計画の内容についてお話を聞いたんですけども、なかなか予算が分かりづらい中で基本計画をつくるというのは非常に難しいことではないかと思っています。それと同時に、これを進めるに

当たって、今回流れてしまいましたけれども、基本計画をつくった後何をするかということも、市民及び私たちのほうにきちんと説明をしていただかないと、皆さん不安でなくてしょうがないのかと思っています。

そういう意見を付加した上で賛成といたします。

以上です。

○柴田圭子委員長 ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 起立全員であります。ありがとうございます。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、席替えのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○柴田圭子委員長 会議を再開いたします。

(6) 議案第11号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)について

○柴田圭子委員長 日程第6、議案第11号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第3号)についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出についてです。

8ページ、お開きください。

質疑ありますでしょうか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 この8ページの真ん中の1)の居宅介護サービス計画給付なんですけど、何人分ぐらいの新たな計画分でしょうか。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 こちらにつきましては、要介護認定者が居宅においてサービスを利用す

るために、ケアマネジャーがサービス計画というのを作成した場合に、事業者に支給されるものではありますが、金額の実績で見積もっておりまして、人数については積算していないところです。

以上です。

○柴田圭子委員長 いいですか。

徳本副委員長。

○徳本光香副委員長 人数じゃなく、ケアマネに一定期間委託するみたいな、そういう計算ですか。すいません、よく分かっていなくて。

○柴田圭子委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 ケアプランの作成料については、1件幾らというような単価で決まっているものではないので、実績を基に金額のほうで積算しているところになります。

まず、積算につきましては、9月までの実際の給付の実績がありまして、これを基に下半期の見込みを出しまして、年間の見込額を積算し、それを現計予算と比較して、今回、不足額が70万8,000円見込まれることから、補正を見積もったところでございます。

○柴田圭子委員長 ほかに歳出ありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 7ページに戻っていただきまして、歳入。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○柴田圭子委員長 分かりました。どうも御着席ください。起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(7) 閉会中の継続調査について

○柴田圭子委員長 日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田圭子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。執行部の方もありがとうございました。

閉会 午後 2時03分